

## 広島県告示第七百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
上温品二丁目二二（一五）	広島県広島市東区温品町地内	表区域のとおり	表区域のとおり
崩壊急傾斜地の	区域の名称	区域の名称	区域の名称
次の一図のとおり	区域のとおり	区域のとおり	区域のとおり
上温品二丁目三一（一五）	区域のとおり	区域のとおり	区域のとおり
崩壊急傾斜地の	区域のとおり	区域のとおり	区域のとおり
次の一図のとおり	区域のとおり	区域のとおり	区域のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。